

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親が町の会計をしていたので、地域の集金人が持ってきたお金と一緒に、取りまとめて納付していた。国民年金制度発足時から納付しているのに、国民年金加入期間中、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金発足当時の昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、同年4月以降、申立期間を除いた国民年金加入期間において、保険料はすべて納付されており、申立期間以外の未納期間は無い。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているすぐ下の妹についても、その父親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとされるところ、その妹の記録によると、保険料はすべて納付されていることから、申立人について未納期間があることは不自然である。

さらに、申立人は、申立当時、家業の経営も順調であり経済的にも安定していたと申述していることから、申立期間の国民年金保険料だけを未納としておく特段の理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月1日から38年3月まで
(B社)
② 昭和42年2月1日から同年7月26日まで
(A社)

B社に18か月間在籍していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録が無い旨の回答があった。また、同社を退職後、A社に入社した。昭和38年5月からずっと同じ会社に在籍していたにもかかわらず、加入記録が一部無いのはおかしい。両事業所とも在籍していたのは間違いのないため、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はA社の倒産時(昭和42年7月25日)の状況について、「会社が倒産するまで2名の同僚と共にCの本社の寮で生活していた」と申述しており、その同僚の一人から同様の証言が得られた。

また、社会保険庁の記録によると、前述の2名の同僚に係る厚生年金保険の記録は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である昭和42年7月26日に被保険者資格を喪失しており、いずれも申立期間②において厚生年金保険の記録は継続していることから、申立人が同年2月1日に資格喪失となる事情は見当たらず、申立人は同社の資格喪失後においても、2名の同僚と共に同社が倒産するまで継続して同社に所属していたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 42 年 1 月の社会保険庁の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、複数の同僚の証言により、申立人はB社に勤務していたことは推認できるものの、具体的な証言が得られないことから、その勤務した期間を特定できない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の名前は見当たらない上、整理番号に欠番が無いことが確認できることから、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、毎年 8 月に提出されるべき報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出されるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪等の届出は行われていないことが推認できる。

さらに、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料等を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

厚生年金保険に加入していた事業所を辞め、自営業を始めた。納税組合の人に勧められて国民年金に加入し、組合の集金人に国民年金保険料を納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、納税組合の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、保険料を納付するには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和 59 年 4 月に払い出され、厚生年金保険の資格を喪失した 57 年 7 月にさかのぼって国民年金に加入しており、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立期間の保険料を現年度納付していたとは推認できない。

また、過年度分の国民年金保険料は市役所で取り扱うことができないので、納付書により社会保険事務所又は郵便局等で納付することとされていることから、納税組合の集金人に保険料を納付したとの申述を踏まえると、申立期間の保険料を過年度納付したことも考え難く、ほかにさかのぼって保険料を納付した事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとするその妻も、昭和 59 年 4 月に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、同時に国民年金の加入手続がなされたものと推認されるが、その妻の申立期間に係る保険料の納付記録は、申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から52年3月まで

国民年金の勧誘に来た人が、年金は物価スライド制で、将来のために加入しておいた方が良いと勧められ加入して、毎月集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入期間となっており、保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月ごろ、A市において国民年金の加入の勧奨を受けて加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の52年7月にB市で払い出されている上、申立期間中に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立期間当時、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者であったため、国民年金への加入は任意であったことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年7月の時点では、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することはできなかつた上、申立人は国民年金保険料を集金人に納付していたと申述していることから、申立期間の保険料を過年度納付したことは考え難く、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から47年4月まで

父親が家族の国民年金保険料を集金人に納付していた。実家は自営業で経済的にも問題は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月に払い出されており、20歳到達時である43年3月にさかのぼって国民年金に加入したものと推認され、その払出しの時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない上、申立期間において、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身が保険料納付に直接関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月26日から39年1月1日まで
(A社)
② 昭和39年3月14日から40年3月22日まで
(B社)

A社における昭和38年1月26日から39年1月1日までの期間、及びB社における39年3月14日から40年3月22日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

自動車整備士として、昭和35年11月10日から41年3月26日まで、C社、D社、A社、B社、E社及びF社のグループ企業内で、異動はあったが、継続して勤務していたので、当該空白期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険の記録が昭和37年6月26日から38年1月26日まで確認できるA社は、申立人の同社における資格喪失日である同年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に当時在籍していた従業員全員が申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同僚から「A社が倒産した後、間をおかずB社に勤めた。申立人も一緒であった」との証言が得られたことから、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえず、申立期間①において、申立人はB社に所属していたことが推認できる。しかしながら、同社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、申立人の同社における被保険者資格取得日と同日である39年1月1日以降であり、前述の同僚を含めたほかの同僚の記録にも申立人と同様に空白期間が存在し、申立人のみの厚生年金保険の記録が欠落している事情は見当たらない。

また、申立期間②について、B社の同僚から「申立人は修理工として昭

和 38 年ごろから 40 年ごろまで勤務していた」との証言が得られたことにより、申立人が申立期間②において、同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の記憶及びほかの同僚の証言から、同社は 5 台から 7 台の大型貨物自動車を保有していたことが確認できるところ、同社に係る社会保険庁の記録によると、同社の厚生年金保険の被保険者数が昭和 39 年 1 月 1 日に 7 名、その後順次減少し、同年 8 月 5 日には 4 名となっており、運転手、助手及び整備士等の人数を踏まえると、同社の事業主は従業員全員を厚生年金保険の被保険者としていた事情はうかがえず、このことは、前述の同僚の厚生年金保険被保険者記録も申立人と同日に被保険者資格が喪失となっていることから裏付けられ、社会保険事務所が申立人及び同僚の資格喪失に係る記録を同時に誤ったとは考え難いことから、事業主により申立人に係る被保険者資格喪失の届出がなされたことが推認でき、申立期間②においても、申立人のみの厚生年金保険の記録が欠落している事情は見当たらない。

さらに、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から同年 12 月 20 日ごろまで
昭和 63 年 7 月ごろ、A 社の面接を受け、勤務時間が午前 9 時から午後 4 時までの契約でパート社員として採用になり、勤め始めた。同年 12 月に総務課長に退職したい旨を伝え、月末近くで退職した。厚生年金保険の被保険者記録が同年 9 月の 1 か月だけというのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和 63 年 9 月 1 日資格取得、同年 10 月 1 日資格喪失となっているところ、申立期間においても継続して同社に勤務していたことは、同僚の証言、給与振込口座の取引明細及び雇用保険の記録から認められる。

しかしながら、前述の同僚は「夫の被扶養者となっているので、厚生年金保険には加入したくないと会社に申し入れたが、無理ということで厚生年金保険に加入させられた」と証言していることから、同社の厚生年金保険の被保険者とする基準は徹底されていたことがうかがえるところ、申立人は「途中から土曜日は、半日勤務にしてもらった」と申述しており、申立人の労働時間が減少したことを契機として、事業主により申立人に係る被保険者資格喪失の届出がなされたことが考えられる。

また、申立人及び上記同僚の証言から判断すると、当該事業所の事務処理は当該事業所の厚生年金保険被保険者基準に基づいて適切に行われていたことがうかがえるとともに、当時の経理担当者は「当時は、給与計算等の管理は本社のコンピューターで行っていたので、各工場から報告された厚生年金保険被保険者資格喪失以降の保険料を控除していたとは考え難い」旨を証言していることから、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認するには至らない。

なお、申立人は申立期間を含む昭和 63 年 10 月 1 日から次の厚生年金保

険被保険者資格取得日である 64 年 1 月 5 日までの期間について、国民年金第 3 号被保険者特例承認申請を平成 18 年 12 月 19 日に夫の勤務先の証明を受けた上で、社会保険事務所に対し行い、その承認を受けていることから、申立人は、申立期間当時、夫の被扶養配偶者であったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 31 日から 11 年 9 月 20 日まで
A社の厚生年金保険の加入記録は平成 9 年 5 月 8 日から同年 10 月 31 日までの期間となっているが、同日以降、11 年 9 月 20 日まで継続して勤務しており、この期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の厚生年金保険被保険者資格喪失後においても継続して勤務していたことは、雇用保険の加入記録が平成 11 年 9 月 20 日まで確認できることにより推認できるものの、同社の設立時の事業主が別に経営していた同名称の事業所が 9 年 10 月 31 日に 2 回目の不渡り事故により事実上倒産し、申立人が勤務していた同社の経営状況にも悪影響を及ぼしていたと考えられるところ、社会保険庁の記録によると、同社はその不渡り日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人と同日に被保険者資格を喪失している申立人を含めた 3 名の被保険者の健康保険被保険者証は、すべて平成 9 年 11 月 20 日に返納となっている上、申立人が申立期間において診療を受けていた医療機関の受診記録から、申立人は被保険者資格を喪失した日以降、厚生年金保険とは一体性の無い健康保険任意継続被保険者であったことが確認できることから、社会保険事務所が一方的に申立人に係る被保険者資格喪失の処理を行ったとは考え難く、事業主又は従業員により同社の被保険者全員の資格喪失の届出がなされたことが推認できる。

さらに、申立期間における厚生年金保険料の控除について、閉鎖時の事業主は既に死亡しており、同僚からの証言も得ることができないが、申立人は「給与は定期的に支給されず、入金があった都度、万単位で受けた。給与明細書は無かった。最後は給与も支給されなかった」旨申し述べてい

ることから、事業主が申立期間において、申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことを推認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から 45 年 6 月まで
(A社)
② 昭和 46 年 2 月 3 日から 47 年 4 月 1 日まで
(B社C工場)

昭和 44 年 1 月から 45 年 6 月まで A 社に、同年 6 月 10 日から 47 年 3 月 31 日まで B 社 C 工場に勤務した。これらの期間について厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①において、A社に勤務していたことについて、当時の事業主及び従業員から明確な証言が得られず、この期間における雇用保険の加入記録も確認できないことから、同社に在籍していたことを特定することができない。

また、事業主から「従業員から社会保険に加入したくない旨の申出があった場合には、加入させていなかった」旨の回答を得られたことから、当該事業所の事業主は従業員全員を厚生年金保険の被保険者としていた事情はうかがえない上、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間①を含む昭和 36 年 4 月から 45 年 6 月までの期間において国民年金保険料を定額納付しており、次の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 6 月に係る国民年金保険料の還付請求書を同年 12 月 9 日付けで住所地の市役所に提出していることが確認できることから、これら申立人の国民年金に関する手続等に不自然

さがうかがえず、申立人又はその家族は、申立期間①当時、申立人が厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認識していたと考えられる。

- 2 申立人は申立期間②において、B社C工場に昭和46年2月3日の資格喪失後も継続して勤務していたと主張しているものの、同社から申立人に対して交付された「厚生年金加入証明書（報告書）」、D厚生年金基金から交付された「コンピューター管理記録及び加入員台帳」及びD健康保険組合から交付された「被保険者期間等証明書」の資格取得日及び資格喪失日は、すべて社会保険事務所の記録と一致していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出を行ったことがうかがえる。

なお、申立人の改製原戸籍の附票から昭和46年5月1日にE市へ住所移転していることが確認でき、このことについて申立人に確認したところ「当時、E市に住所移転していたのであれば退職していたと思う」と申述していることから、申立人は同社における退職日を誤認していたものと考えられる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 5 日から 36 年 6 月ごろまで
A社（現在は、B社。）に昭和 35 年 5 月 5 日から 36 年 6 月ごろまで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答をもらった。正社員として、勤務していたことは事実なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、当時の従業員の証言からうかがえるものの、勤務開始日及び勤務終了日までは特定するに至らない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職したとされる日より後の昭和 36 年 11 月 1 日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらない上、申立期間においては、事業主及び従業員の厚生年金保険の加入記録も確認できず、同社の事業主は「適用事業所となる前は、保険料控除はしていない」と明言していることから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 45 年 1 月まで

A社に勤務していた申立期間について、社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。同社では、私が事務を担当し、社員の給与等を計算しマニュアルに沿って社会保険料を差し引いていた。保険料の納付は社長の父親が行っていた。健康保険証は持っていた記憶があり、3年間無職であったことはない。給与明細書等の資料は無いが、申立期間の給与の支給は受けており、勤務していたのは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人の同社における雇用保険の加入記録が昭和 42 年 8 月 21 日から確認できることから推認できるものの、社会保険事務所の記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所として手続された形跡は見当たらない。

また、当該事業所の事業主は既に死亡しており、当時の状況について確認できないが、当該事業主の年金記録を確認したところ、申立期間においては、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無い上、国民年金に加入し、保険料を納付しており、このことは、同社が厚生年金保険の適用事業所ではないことと整合性があることから、同社に勤務していた従業員が厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで
A社に勤務した期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。その後、勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間について脱退手当金を受給した記憶は無い。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より後に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間については、受給していないと主張しているところ、脱退手当金を支給する場合、過去の被保険者期間のすべてを計算の基礎にすることとされていることから、申立期間について請求する意思が無いとしても、申立人の脱退手当金支給済期間に申立期間が含まれていることには整合性がある。

また、申立人に係る旧厚生年金保険被保険者台帳には、当時の申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき、申立期間を基礎に含め、脱退手当金を計算したことが記録されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間より後に勤務した脱退手当金の支給に係る最終事業所の資格喪失日から約1か月後の昭和30年7月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に年金の手続に行った際、A社の厚生年金保険の加入記録は、脱退手当金として支給済みと言われた。脱退手当金を受けた記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の複数の従業員から、「脱退手当金の手続は、会社でしてくれた」との証言を得られたことから、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立人の被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 45 年 1 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月2日から33年5月10日まで
社会保険事務所に照会したところ、A社の厚生年金保険の加入記録は、脱退手当金として支給済みであるとの回答を受けた。退職後も、出産した後は、ほかの所で働く予定でいた。事実、子育てが落ち着いたころから、3か所の事業所に勤務して定年で退職した。脱退手当金を受けた記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、当時、事務を担当者していた2名から「会社が脱退手当金の手続をしていた」旨の証言を得られた上、昭和33年中に資格を喪失した申立人を含む5名の脱退手当金の支給決定日は、いずれも34年12月25日であり、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立人の被保険者記録に基づき計算されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 43 年 1 月 25 日まで
社会保険事務所に照会したところ、A社の厚生年金保険の加入記録は、脱退手当金として支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金を受けた記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 1 月 25 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した 31 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 名の者について資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされており、当該支給決定の記録がある複数の者からの「会社で脱退手当金の請求手続をしてくれた」との証言を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立人の被保険者記録に基づいて計算されている上、申立期間に係る事業所の資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 5 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。